

入札説明書

豊田市の「（都）若林東西線ほか 水道管支障移転工事（週休２日）」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 工事概要

- （１）公 告 日 令和8年9月29日
- （２）工 事 名 （都）若林東西線ほか 水道管支障移転工事（週休２日）
- （３）工事場所 豊田市若林東町ほか地内
- （４）工 期 契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで
- （５）工事内容 公告のとおり
- （６）本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、豊田市における公共工事の品質確保と契約の適正化への取り組み内容について審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式による事後審査型一般競争入札（特別簡易型）の試行工事である。
- （７）本工事は、工事施工にあたり、品質確保のための施工実績等を考慮した技術力型で実施する。

2 総合評価方式に関する事項

（１）総合評価方式の仕組み

本工事の総合評価方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ア 入札公告に掲げる競争入札参加資格を満たしている場合に、標準点１００点を付与する。
- イ 提出書類等で示された実績等により最大２２点の加算点を与える。
- ウ 施工体制確認に関する項目により最大２０点の施工体制評価点を与える。
- エ 得られた標準点及び加算点並びに施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

（２）評価項目

以下に示す項目を評価項目とし、アからウの３項目で最大２２点の加算点、エ、オの２項目で最大２０点の施工体制評価点とする。

- ア 企業の施工実績等に関する事項
- イ 配置予定技術者の能力に関する事項
- ウ 企業の信頼性・社会性に関する事項
- エ 品質確保の実効性に関する事項
- オ 施工体制確保の確実性に関する事項

（３）落札者の決定

落札者は、次の要領にて決定する。

- ア 入札参加者は、価格をもって入札する。
- イ 標準点に加算点及び施工体制評価点を加えた点数をその入札価格で除した評価値を算出する。

※評価値の算出式

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（標準点＋加算点）} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}} \times 10,000,000$$

- ウ 次の条件を満たした者のうち、算出した評価値の最も高い者を落札者とする。
 - （ア）入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
 - （イ）評価値が標準点（１００点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
- エ ウにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(4) 評価内容の担保

施工体制の担保

調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、受注者は発注者に対し、当該契約時から当該工事の完成を確認するための検査完了時までの間に係る下記の書類を、発注者からの提出の求めに応じて、提出しなければならない。また発注者は、その履行状況について検証を行う。下記に規定する書類等の提出がない場合又は契約前の事情聴取で確認した内容等が、受注者の責めにより適正に履行がなされなかった場合は、入札参加停止の対象とする。

- ア 下請に関わるすべての企業の誓約書（豊田市建設工事総合評価方式における施工体制確認型試行要領 様式第1号）
- イ 下請に関わるすべての契約書の写し及び下請企業に係る社会保険等法定義務を履行した証明書等
- ウ 下請に関わるすべての支払が適正に行われたことを証する書類
- エ 従事したすべての自社労務者に係る給与、賃金が適正に支給されたことを証する書類
- オ 下請業務に従事したすべての労務者に係る給与、賃金が適正に支給されたことを証する元請企業としての調査報告書等
- カ その他必要と認める書類

(5) 入札の評価に関する基準及び配点

本工事の総合評価に関する加算点及び施工体制評価点付与の考え方は以下のとおりとし、ア 企業の技術力、信頼性・社会性の項目で最大22点の加算点、イ 品質確保の実効性・施工体制確保の確実性の項目で最大20点の施工体制評価点とする。

ア 企業の技術力、信頼性・社会性（22点）

評価項目		評価基準	配点	満点
企業の技術力	企業の施工実績等	＊施工実績：有り ＊対象業種：水道施設工事 ＊契約金額 <u>1億円</u> 以上の工事 ＊工事成績65点以上の工事又は工事成績が算定されていない場合は完成検査に合格した工事	2	2点
		＊施工実績：有り ＊対象業種：水道施設工事 ＊契約金額 <u>5,000万円</u> 以上の工事 ＊工事成績65点以上の工事又は工事成績が算定されていない場合は完成検査に合格した工事 ＊上記工事との重複加点はしない	1	
	令和7年度の豊田市工事成績	当該業種の工事成績の平均点85点以上	2	2点
		当該業種の工事成績の平均点75点以上85点未満	1	
	優良業者の認定	当該業種に係る過去2年間における優良業者（国・県等を含む公共団体）の認定有り（2年連続でも1年のみでも可）	1	1点
	CCUSの活用	CCUSへの事業者登録	1	1点

		過去５年間に於ける国家資格等の取得者	令和３年４月１日から入札参加申請日までの間に於ける国家資格等（技士等）の取得	1	1点
			令和３年４月１日から入札参加申請日までの間に於ける国家資格（技士補）の取得	0.5	
企業の技術力	配置予定技術者の能力	過去１０年間の施工実績	＊監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者としての施工実績有り ＊対象業種：水道施設工事 ＊契約金額：1億円以上の工事 ＊工事成績65点以上の工事又は工事成績が算定されていない場合は完成検査に合格した工事	2	2点
			＊担当技術者又は現場代理人としての施工実績有り（従前企業実績は、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者に限る） ＊対象業種：水道施設工事 ＊契約金額：1億円以上の工事 ＊工事成績65点以上の工事又は工事成績が算定されていない場合は完成検査に合格した工事	1	
		過去１０年間の工事成績	工事成績85点以上	2	2点
			工事成績75点以上85点未満	1	
企業の信頼性・社会性	社会貢献	環境対策 社会問題への貢献	ISO14001の認証取得（認証取得事業者名と入札参加申請事業者名が異なる場合は加点対象としない）	1	1点
			エコアクション21の認証取得	1	
			地球温暖化防止策	1	1点
			エコ通勤（TDM）に対する企業としての取り組み	1	
			低公害車の利用促進	1	
			Fun to Shareへの登録、COOL CHOICEへの登録又はデコ活宣言	1	
			とよたSDGsパートナーの登録又は豊田市SDGs認証制度での認証	1	1点
			男女共同参画社会への貢献	1	
			一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定（認定マーク：くるみん等）	1	
			一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定（認定マーク：えるぼし等）	1	
			あいち女性輝きカンパニー認証制度に係る愛知県の認証	1	
			愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録事業者	0.5	
			次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を地方労働局に届出した事業所	0.5	
			女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を地方労働局に届出した事業所	0.5	
			男女共同参画社会に貢献する制度	0.5	
			法定雇用率（2.7％）以上の障がい者の雇用	1	1点
			保護観察対象者等の雇用状況	1	

	地域貢献	地域要件	公告上のⅡ参加資格に関する事項－＜参加資格＞－（２）地域要件が、 【「豊田市内本店」のみの場合】 当該工事地区内に本店を有する者 【上記以外の場合】 当該工事地区内に本店又は支店を有する者	1	1点
			公告上のⅡ参加資格に関する事項－＜参加資格＞－（２）地域要件が、 【「豊田市内本店」のみの場合】 当該工事地区に隣接する地区内に本店を有する者 【上記以外の場合】 当該工事地区に隣接する地区内に本店又は支店を有する者	0.5	
		災害対策	【土木一式工事の場合】 豊田市公共土木施設防災安全協定の締結 【管工事及び水道施設工事の場合】 災害時における水道施設の復旧活動に関する協定の締結	2	2点
			その他災害等の協定の締結	1	
		地域活動等	豊田市消防団協力事業所表示制度の認定 又はまちかど救急ステーションの認定	1	1点
	その他	品質管理	ISO9001の認証取得（認証取得事業者名と入札参加申請事業者名が異なる場合は加算対象としない）	1	1点
		令和８年度の豊田市発注工事の手持ち工事量	契約件数０件	2	2点
			契約件数１～２件	1.5	
			契約件数３～４件	1	
			契約件数５～６件	0.5	

イ 品質確保の実効性・施工体制確保の確実性（２０点）

入札参加資格を満たし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者のうち、入札書の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認ができると認められる場合は施工体制評価点２０点を与える。

評価項目	評価基準	配点	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	１０	１０点
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	５	
	その他	０	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	１０	１０点
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	５	
	その他	０	

３ 施工体制の審査・評価方法

施工体制をどのように構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、入札参加資格を満たし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者に対して、原則として開札後速やかに事情聴取を実施するが、その実施方法等については、別途連絡するものとする。

なお、入札参加資格を満たし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者のうち、入札書の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認ができると認められる場合は、事情聴取を実施しない場合がある。

（１）調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った価格をもって入札が行われた場合は、入札を保留とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

イ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、当該工事に定める配置予定技術者は当該工事の求める要件に関わらず専任で現場に配置するものとし、当該工事に定める配置予定技術者と同資格かつ同一の要件を満たす担当技術者を専任で１名現場に追加配置することとする。ただし、追加配置する技術者は参加申請資料に記載のある配置予定技術者から配置する。そのため、配置予定技術者の記載が１名の場合は、申請書の不備として失格とする。

(2) 事情聴取のための追加資料の提出方法

入札参加資格を満たし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格を下回る者に対し、事情聴取のための追加資料の提出を求める。また、調査基準価格以上の者に対しても、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。提出を求めることとなる追加資料及び審査方法の概要は別紙1のとおりとし、その提出は開札の日の翌日から起算して3日（豊田市の休日を定める条例（平成元年豊田市条例第61号）第2条に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に行うものとするが、追加資料については、提出後の修正及び再提出は認めない。事情聴取は開札の日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内実施する。事情聴取日時・場所等については追って連絡する。

なお、調査基準価格を下回る者に対しては、開札の後速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める。この際に、追加資料の提出の意向のない者については、開札の日の翌日から起算して2日以内（休日を含まない。）に追加資料の提出を行わない旨を書面（様式は自由）又は口頭にて契約担当課へ意思表示するものとする。この場合、その者の入札を無効として取り扱うものとする。

追加資料の提出期間及び提出方法

- ア 提出期間 令和8年10月21日(水)午前9時から令和8年10月23日(金)午後4時まで
- イ 提出方法 一連の書類を綴じし、持参により豊田市役所上下水道局総務課まで提出する。（総務課所在地については「8 質問」を参照のこと）

(3) 事情聴取への出席者等

施工体制確認のための事情聴取への出席者には配置予定技術者を必ず含め、追加資料の説明が可能な者をあわせ、最大で2名以内とする。また、建設共同企業体については構成員数に1名を加算した数を上限とする。追加資料の提出がない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその者の入札を無効とするとともに、入札参加停止の対象とすることがある。

4 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加を希望する者は、施工体制確認型総合評価方式による事後審査型一般競争入札（特別簡易型総合評価方式・技術力型）参加資格審査申請資料（様式1-3-1）（以下「申請書」という。）による電子申請を行った後に、次に掲げる書類（以下「必要書類」という。）を提出しなければならない。
- (2) 期限までに申請書等を提出しない者は、本入札の落札者となることができない。
- (3) 配置予定技術者の特定について、落札候補者となった者が、開札日を同じくする複数の案件において落札候補者となる場合は、豊田市事後審査型一般競争入札実施要領第8条第3項に基づき技術者の審査を行います。審査の結果、落札候補者となった案件に技術者を配置できなくなった場合は、当該技術者を配置できなくなった案件について入札参加資格を有していないものとします。
- (4) その他必要に応じて、別途書類等の提出を求める場合がある。
- (5) 入札参加資格の確認は、公告日をもって行うものとする。そのため、特別に記載のあるものを除き公告日の翌日以降に認定等を受けたものは加算点の対象としない。また、その他詳細については「公告説明書 ※入札参加資格に関する事項について 2 参加資格の確認等」を参照のこと。
なお、落札決定後に技術者が配置できなくなった場合には、入札参加停止の対象とする。

＜参加資格に関する提出書類＞

項 目 名	提 出 書 類 及 び 要 件 等	提出条件等
参加申請資料	施工体制確認型総合評価方式による事後審査型一般競争入札（特別簡易型総合評価方式・技術力型）参加資格審査申請資料（様式１－３－１）	必須
建設業許可の確認	建設業の許可証の写し	※
技術者の許可確認	配置を予定する監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）に係る法令による免許等の写し ＊監理技術者は、公告日現在で監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有していること。 ＊申請後の配置予定技術者の変更は認めない。 ＊配置予定技術者は<u>３名まで申請できる。</u> ＊複数の技術者を申請した場合は、評価項目の区分ごとに最も評価点の低い者を加点対象とする。 ＊配置予定技術者を配置できなくなった場合は、その旨を速やかに届け出ること。また、加点対象の技術者が配置できなくなった場合でも、評価点に変更しない。 ＊落札後に配置予定技術者を配置できない場合は、入札参加停止の対象とすることがある。	必須
技術者の雇用確認	配置を予定する現場代理人及び配置予定技術者の恒常的な雇用関係が確認できる書類の写し	必須

※落札者のみ落札決定の翌日に提出する。

＜評価項目に関する提出書類等＞

企業の技術力（施工実績等・配置予定技術者の能力）、信頼性・社会性について

提出については任意であり、加点を受けようとする場合のみ書類を添付する。

評価項目について、提出資料等から市が妥当と判断できない場合は加点対象としない。

なお、「企業の信頼性・社会性」のうち、豊田市内に本店を有する者で、豊田市総合点の算定において評価した項目（加点した項目）については、書類の提出は不要とする。ただし、豊田市総合点を算定した業種以外で入札参加する場合は、豊田市総合点の算定において評価した項目について、評価項目に関する書類の提出がない場合は、加点しない。また、年度途中で随時申請し業種追加したものに係る評価についても別途書類がない場合は、加点しない。

評価項目名		評価基準の注記	提出書類等
企業の施工実績等	過去10年間の施工実績	○平成28年4月以降に竣工した工事において、発注工事と同程度内容以上又は同種・類似の官公庁発注工事（官公庁とは、国、国の機関、地方公共団体及び公社に限る）の施工実績 ・工事成績（65点以上）又は完成検査に合格を証明する書類がない場合は、加点対象としない。 ・JV工事の場合は出資割合按分後の金額を対象とする。 ・JV工事における代表構成員でない場合は、1／2の加点とする。	○施工実績を確認できるもの（履行証明書、CORINS 竣工時登録データ等の写し） ○工事成績を確認できるもの（工事成績評定結果通知書等の写し、ただし、工事成績が算定されていない工事については完成検査に係る工事検査結果通知書等の写し）
		公告上のⅡ参加資格に関する事項－＜参加資格＞－（5）申請者施工実績等が【「官民問わない」の場合】 ○平成28年4月以降において、発注工事と同程度内容以上又は同種・類似の民間発注の工事の施工実績も評価対象とする。 ・JV工事の場合は出資割合按分後の金額を対象とする。 ・JV工事における代表構成員でない場合は、1／2の加点とする。	○施工実績を確認できるもの（履行証明書、CORINS 竣工時登録データ等の写し）
	令和7年度の豊田市工事成績	○豊田市工事成績は、市において確認 ・JV工事は、加点対象としない。 ・当該業種の令和7年度豊田市工事成績（令和7年度中に検査・完了した工事の成績）を評価対象とする。	
	優良業者の認定	○優良業者認定は、当該業種に係るものを対象とする。 ・他の公共団体等の優良認定又は表彰については、本店又は支店等を問わない。 ・業種を特定しない企業自体に対する優良認定等は、加点対象とする。 ○過去2年間における優良業者の認定は次のものを対象とする。 ・公告日が5月31日までのものは、公告日の前年度及び前々年度の認定通知日 ・公告日が6月1日以降のものは、公告日の当該年度及び前年度の認定通知日	○確認できるものの写し（業種が確認できるもの） ※豊田市で認定を受けた優良業者については、提出する必要はない。
	CCUSの活用	○CCUSへの事業者登録をしている場合、加点対象とする。	○登録完了が確認できるもの（はがきの写し、電子メールの画面の写し等）

	過去5年間における国家資格等の取得者	○令和3年4月1日から参加申込期間の末日までに正規社員（期限の定めのない雇用契約を締結する労働者をいう。以下同じ。）が建設業法施行規則第7条の3第2号の表の下欄に掲げる者（実務経験のみによるものを除く。）に該当する場合及び建設業法に規定する技術検定の第一次検定に合格した場合。 ・同欄に記載のある国家資格等を正規社員が入社後（日付については、労働条件通知書又は労働契約書等の日付で判断する。）に取得し、国家資格等の種類に応じて合格証明書（合格通知書含む。）、免許の登録、免状の交付又は資格者証の交付等の日付が該当期間内のものを認める。 ・同欄に掲げる者のうち、国家資格等の取得後に実務経験を求めるものについては、実務経験は問わない。また、落札者決定時点で、当該正規社員の雇用が継続していることが必要となる。 ・対象は当該工事と同業種に限定するものではない。	○合格証明書の写し等、資格取得が確認できるもの。 ○労働契約書の写し、労働条件通知書等、雇用の日付が確認できるもの。（※注1） ○雇用保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
配置予定技術者の能力	過去10年間の施工実績	○平成28年4月以降に竣工した工事において、発注工事と同程度内容以上の官公庁発注工事（官公庁とは、国、国の機関、地方公共団体及び公社に限る）の監理（主任）技術者等経験 ・<u>従前企業での実績は監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者に限る。また、複数工事の実績に含めることはできない。</u> ・工事成績（65点以上）又は完成検査に合格を証明する書類がない場合は、加点対象としない。 ・JV工事の場合は出資割合按分後の金額を対象とする。 ・JV工事は、代表構成員の監理（主任）技術者等のみ実績とみなす。ただし、構成員等で当該工事を担当した技術者等は担当技術者加点（1点）の1/2の加点とする。また複数工事の実績に含めることはできない。 ・当該工事の施工期間と従事期間が異なる場合は加点対象としない。 ・配置予定技術者が工事途中で交代した場合は、加点対象としない。 ・監理技術者又は監理技術者補佐を配置した工事の主任技術者については、担当技術者等として加点する。	○施工実績を確認できるもの（履行証明書、CORINS 竣工時登録データ等の写し） ○工事成績を確認できるもの（工事成績評定結果通知書等の写し、ただし、工事成績が算定されていない工事については完成検査に係る工事検査結果通知書等の写し） ○当該工事へ従事したことが従事期間も含めて確認できるもの（当該工事の施工期間と従事期間が異なる場合は、理由となる書類を提出すること）

		公告上のⅡ参加資格に関する事項ー＜参加資格＞ー（５）申請者施工実績等が 【「官民問わない」の場合】 ○平成２８年４月以降に竣工した工事において、発注工事と同程度内容以上又は同種・類似の民間発注の工事の施工実績も評価対象とする。 ・<u>従前企業での実績は監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者に限る。また、複数工事の実績に含めることはできない。</u> ・ＪＶ工事の場合は出資割合按分後の金額を対象とする。 ・ＪＶ工事は、代表構成員の監理（主任）技術者等のみ実績とみなす。ただし、構成員等で当該工事を担当した技術者等は担当技術者加点（１点）の１／２の加点とする。また複数工事の実績に含めることはできない。 ・当該工事の施工期間と従事期間が異なる場合は加点対象としない。 ・配置予定技術者が工事途中で交代した場合は、加点対象としない。 ・監理技術者又は監理技術者補佐を配置した工事の主任技術者については、担当技術者等として加点する。	○施工実績を確認できるもの（履行証明書、CORINS 竣工時登録データ等の写し） ○当該工事へ従事したことが従事期間も含めて確認できるもの（当該工事の施工期間と従事期間が異なる場合は、理由となる書類を提出すること）
配置予定技術者の能力	過去１０年間の工事成績	○平成２８年４月以降に竣工した工事において、発注工事と同種・類似の官公庁発注工事（官公庁とは、国、国の機関、地方公共団体及び公社に限る）の監理（主任）技術者経験（<u>従前企業での実績は不可</u>） ・当該業種に係る契約金額<u>２，０００万円以上</u>の工事 ・工事成績７５点以上の工事 ・工事成績を証明する書類がない場合は、加点対象としない。 ・ＪＶ工事の場合は出資割合按分後の金額を対象とする。 ・ＪＶ工事は、代表構成員の監理（主任）技術者のみ実績とみなす。 ・監理技術者又は監理技術者補佐を配置した工事の主任技術者については、加点対象としない。 ・当該工事の施工期間と従事期間が異なる場合は加点対象としない。 ・配置予定技術者が工事途中で交代した場合は、加点対象としない。	○施工実績を確認できるもの（履行証明書、CORINS 竣工時登録データ等の写し） ○工事成績を確認できるもの（工事成績評価結果通知書等の写し） ○当該工事へ従事したことが従事期間も含めて確認できるもの（当該工事の施工期間と従事期間が異なる場合は、理由となる書類を提出すること）
社会貢献	環境対策 社会問題への貢献	○ISO14001 又はエコアクション 21 の認証取得 ・認証取得事業者名と入札参加申請事業者名が異なる場合は加点対象としない。	○登録証の写し

		○地球温暖化防止のためのCO₂ 排出量削減などの企業としての取り組み ・エコ通勤（TDM）に対する企業としての取り組み ・低公害車の利用促進（※注2） ・Fun to Share への登録、COOL CHOICE への登録又はデコ活宣言	○エコ通勤優良事業所認証等（※注3） ○車検証等の写し ○登録した証明等（※注4）
		○とよたSDGs パートナーの登録又は豊田市SDGs 認証制度での認証	○とよたSDGs パートナー登録証等（※注5）
		○男女共同参画社会への貢献となる特別な制度 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定（認定マーク：くるみん等） ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定（認定マーク：えるぼし等） ・あいち女性輝きカンパニー認証制度に係る愛知県の認証 ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録事業者 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を地方労働局に届け出た事業所（従業員数101人以上の事業所を除く） ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく一般事業主行動計画を地方労働局に届け出た事業所（従業員数101人以上の事業所を除く） ・別記のいずれかに該当する男女共同参画社会に貢献する制度の認定（※注12）	○一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定書（※注6） ○一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定書（※注7） ○あいち女性輝きカンパニー認証書（※注8） ○愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録証（※注9） ○地方（愛知）労働局への届出の写し（※注10） ○地方（愛知）労働局への届出の写し（※注11） ○ジェンダー平等推進センターの認証
		○法定雇用率（2.7%）以上の障がい者の雇用状況	○障害者雇用状況報告書の写し又は障がい者雇用状況申出書（※注13）
		○保護観察対象者等の雇用状況	○保護観察対象者等の雇用に関する証明書の写し（※注14）
地域貢献	地域要件	公告上のⅡ参加資格に関する事項ー＜参加資格＞ー（2）地域要件が 【「豊田市内本店」のみの場合】 ○当該工事地区内に本店を有する者は1点を加点し、当該工事地区に隣接する地区内に本店を有する者は0.5点を加点する。（※注15） 【上記以外の場合】 ○当該工事地区内に本店又は支店を有する者は1点を加点し、当該工事地区に隣接する地区内（豊田市内に限る）に本店又は支店を有する者は0.5点を加点する。（※注15）	
	災害対策	○豊田市公共土木施設防災安全協定の締結（土木一式工事に限る） ○災害時における水道施設の復旧活動に関する協定の締結（管工事及び水道施設工事に限る）	

		○その他災害等の協定の締結（当該業種に限る）。ただし、重複加点はしない。	○記名・押印後の豊田市との協定書の写し（豊田市と各協会との協定の場合は、協会の会員名簿（最新）の添付が必要）
	地域活動等	○豊田市消防団協力事業所表示制度の認証又はまちかど救急ステーションの認定	○認定書等の写し（※注16）
その他	品質管理	○ISO9001の認証取得 ・認証取得事業者名と入札参加申請事業者名が異なる場合は加点対象としない。	○登録証の写し
	令和8年度の豊田市発注工事の手持ち工事量	○「契約件数」は、令和8年度に契約した（上下水）総務課発注工事の件数をいう。ただし、JV工事、不調・不成立対策型指名競争入札及び一者特命随契の案件は除く。	

（注1）

- ・健康保険被保険者証は、「雇用の日付が確認できる書類」には該当しませんので、ご注意ください（転職後も引き続き同じ保険者の健康保険に加入する場合等、雇用の日付と健康保険被保険者証の資格取得日が一致しない場合があるため）。

（注2）

- ・低公害車の利用促進は、下記に該当する車両の購入又はリースを評価対象とする。
燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、低公害工事用車両（低騒音型・低振動型建設機械、排出ガス対策型建設機械）等

※対象となる燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車については、環境省「次世代自動車の普及促進ポータルサイト」にて確認のこと（ただし、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車はエンジン排気量が1,800cc以下のものを対象とする。）。

<https://www.env.go.jp/air/car/lev/index.html>

※対象となる低公害工事用車両（低騒音型・低振動型建設機械、排出ガス対策型建設機械）については、国土交通省「建設施工・建設機械ポータルサイト」にて確認のこと。

<https://www1.mlit.go.jp/tec/constplan/index.html>

- ・該当する車種にマーカーをするなど申請内容を明確にしたものとする。
- ・対象となる車両を確実に購入又はリースし、車検切れになっていないことが分かるものを提出すること。

（注3）

- ・エコ通勤優良事業所認証制度 国土交通省 「エコ通勤ポータルサイト」

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000073.html

※エコ通勤優良事業所認証（公告日現在有効であること）を提出すること。

（注4）

- ・Fun to Share、COOL CHOICE への登録又はデコ活宣言

<https://funtoshare.env.go.jp/>

※登録・宣言の画面の写しを提出すること。

(注5)

- ・とよたSDGsパートナー登録又は豊田市SDGs認証制度での認証 未来都市推進課(電話0565-34-6982)

「とよたSDGsパートナーを募集」

<https://www.city.toyota.aichi.jp/boshu/1032945.html>

「豊田市SDGs認証制度」

<https://www.city.toyota.aichi.jp/boshu/1052700/index.html>

※公告日前の登録等を対象とする。

(注6)

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定(認定マーク(くるみん)等)

厚生労働省 「一般事業主行動計画の策定・届出について」

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

(注7)

- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定(認定マーク(えるぼし)等)

厚生労働省「女性活躍推進法特集ページ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

(注8)

- ・あいち女性輝きカンパニー認証制度に係る愛知県の認証

愛知県「あいち女性の活躍促進応援サイト」

https://jokatsu.pref.aichi.jp/for_company/authentication/

(注9)

- ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録事業者

愛知県「ファミフレネットあいち」

<https://famifure.pref.aichi.jp/>

(注10)

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を地方(愛知)労働局に届出した事業所

厚生労働省 「一般事業主行動計画の策定・届出について」

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

※計画期間が公告日現在において有効であること。

(注11)

- ・女性の職業生活における活躍に関する活躍推進法(女性活躍推進法)に基づく一般事業主行動計画を地方(愛知)労働局に届出した事業所

厚生労働省「女性活躍推進法特集ページ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

※計画期間が公告日現在において有効であること。

(注12)

- ・下記のいずれかに該当する男女共同参画社会に貢献する制度の設定、実績を評価対象とする。
- ◇「育児・介護休業法の規定を上回る育児休業制度の設定」(法第5条の期間又は回数を上回ること)
- ◇「育児・介護休業法の規定を上回る出生時育児休業制度の設定」(法第9条の2の期間又は回数を上回ること)
- ◇「育児・介護休業法の規定を上回る介護休業制度の設定」
(法第15条の期間又は法第11条の回数を上回ること)
- ◇「育児・介護休業法の規定を上回る子どもの看護休暇制度の設定」
(法第16条の2の日数及び子の対象年齢を上回ること)
- ◇「育児・介護休業法の規定を上回る介護休暇制度の設定」
(法第16条の5の期間を上回ること)
- ◇「育児・介護休業法の規定を上回る短時間勤務制度の設定」
(法第23条の対象年齢を上回ること)
- ◇家庭と仕事の両立支援に関する措置(2つ以上を対象)
 - ・フレックスタイムの設定
 - ・テレワークの設定
 - ・長時間労働をさせない制度
 - ・託児施設の設置運営その他これに準じる制度の設定
- ◇「子どもの出生時における父親の休暇制度(有給の特別休暇制度)の設定」
- ◇「介護・育児休業からの職場復帰プログラムの設定」
- ◇育児休業等の取得状況の公表(従業員数1,000人以下の企業に限る)
- ◇「はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰制度の受賞実績」(イキイキ大賞、キラッ☆とよた賞、イキイキ優秀賞、イキイキ賞、部門賞)

※ジェンダー平等推進センター(電話0565-31-7780)認証後(公告日から過去1年以内の認証であること)の、「男女共同参画社会への貢献となる特別な制度」認定申請書(様式第5号)を提出。

※ジェンダー平等推進センターへの申請に当たっては、該当する資料(労働基準監督署の受付印のある就業規則等の写し、制度内容のわかる内部資料の写し)を添付すること。なお、資料は当該事項にマーカーをするなど必要最小限の資料とすること。

(注13)

- ・常用労働者が40.0人以上の事業所は、ハローワークに提出した障害者雇用状況報告書の写しを添付
- ※公告日以前の直近の6月1日の状況が反映されたものであること。
- ・常用労働者が40.0人未満の事業所は、障がい者雇用状況申出書(豊田市様式)、雇用している者の雇用保険被保険者証や雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写し、雇用契約書等の写し(週労働時間がわかるもの)及び障害者手帳等の写しを添付
 - ・公告日以前の直近の6月1日以降に常用労働者が増加し、公告日現在で40.0人以上になった場合は障がい者雇用状況申出書(豊田市様式)にて申請すること。

(注14)

- ・名古屋保護観察所が証明した、以下の要件を満たす保護観察対象者等の雇用に関する証明書(協定様式第1号)の写しを添付(保護観察対象者等とは、更生保護法第48条に規定する保護観察中の者又は第85条及び第86条に規定する更生緊急保護の申出があった者をいう。)

- ◇名古屋保護観察所に協力雇用主として登録されていること
- ◇保護観察対象者等（同一人）の雇用期間が申請日時点で連続して3か月以上あること
- ◇保護観察所の証明日が公告日前1年以内であること

（注 15）

- ・本工事における加対象地区

工 事 場 所	当該工事地区内 （1点）	当該工事地区に隣接する地区内 （0.5点）
若林東町ほか地内	高岡地区	挙母地区、上郷地区

※公告上のⅡ参加資格に関する事項－＜参加資格＞－（2）地域要件が「豊田市内本店」のみの場合、当該工事地区内に本店を有する者は1点、当該工事地区に隣接する地区内に本店を有する者は0.5点を加点する。

※公告上のⅡ参加資格に関する事項－＜参加資格＞－（2）地域要件が「豊田市内本店」以外の場合、当該工事地区内に本店又は支店を有する者は1点、当該工事地区に隣接する地区内に本店又は支店を有する者は0.5点を加点する。

※当該工事地区内での重複加点及び当該工事地区に隣接する地区内での重複加点並びに当該工事地区内と当該工事地区に隣接する地区内での重複加点はしない。

※町名及び当該地区名並びに隣接地区名の一覧は、「別紙1 町名－地区名対応表」・「別紙2 地区名－隣接地区名対応表」を参照のこと。

（注 16）

- ・豊田市消防団協力事業所表示制度の認定

<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/shoubou/1002444/1002538.html>

※公告日時点で有効な通知書を添付すること。

- ・まちかど救急ステーション

<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/shoubou/kyukyu/1002386.html>

5 落札者の決定方法

- （1）落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、上記2（3）により決定するものとする。ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、入札参加資格を満たし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者としてすることがある。
- （2）非落札者のうち落札者の決定結果に対して不服があるものは、その理由について、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に書面（様式は自由）により契約担当課へ説明を求めることができる。

6 申請書等の提出方法

申請書等の提出は次により行う。

(1) 申請書

ア 期 間 令和8年9月30日(水)午前9時から令和8年10月9日(金)午後4時まで
イ 方 法 あいち電子調達共同システム(CALS/EC)の添付ファイルとして、施工体制確認型総合評価方式による事後審査型一般競争入札(特別簡易型総合評価方式・技術力型)参加資格審査申請資料(様式1-3-1)を送付する。

(2) 必要書類(詳しくは「4 入札参加資格の確認」において記載した書類を参照のこと。)

ア 期 間 申請書提出日から令和8年10月13日(火)午後4時まで
イ 方 法 あいち電子申請・届出システム、郵送、持参のいずれかにより豊田市役所上下水道局総務課まで提出する(総務課所在地については「8 質問」を参照のこと)。
なお、郵送による場合は、令和8年10月13日(火)必着のこと。

ウ 提出部数 1部

エ 注意事項 別紙2「別送書類提出時の注意事項について」の要領で、電子申請で提出した申請書(様式1-3-1)の写しを表紙とし、一連の書類を綴じして提出する。

7 その他

- (1) 競争参加資格確認資料等のヒアリングは、原則として実施しない。ただし、施工計画等加算を受けるために必要となる資料について電話にて内容の照会をする場合がある。
- (2) 必要書類等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された必要書類等は、返却しない。
- (4) 提出期限以降における必要書類等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 必要書類等の提出がない場合(必要書類等の提出不足等も含む)又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など記載内容が適正と認められない場合は入札への参加を認めない。

8 質問

＜入札等に関する事＞

豊田市役所 上下水道局 総務課
電話 0565-34-6653

＜工事内容に関する事＞

豊田市役所 上下水道局 水道維持課
電話 0565-34-6670

施工体制確認型総合評価方式について

1 施工体制の審査・評価方法

施工体制をどのように構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、入札参加資格を満たし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者に対して、原則として開札後速やかに事情聴取を実施するが、その実施方法等については、別途連絡するものとする。

なお、入札参加資格を満たし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者のうち、入札書の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認ができると認められる場合は、事情聴取を実施しない場合がある。

2 事情聴取のための追加提出資料

以下に示す様式 1 から様式 12 までの書類を、開札日の翌日から起算して 3 日以内に提出、7 日以内に事情聴取を実施する。

様式については、豊田市ホームページ (<https://www.city.toyota.aichi.jp>) からダウンロードし使用すること。（「トップページ」－「事業者向け情報」－「手続き・届出」－「入札契約関連」－「入札関係書類ダウンロード」）

- ・ 様式 1：理由書（低価格で積算できた理由）
- ・ 様式 2：積算内訳書
- ・ 様式 3：積算内訳明細書
 - － 1 直接工事費、共通仮設費、現場管理費
 - － 2 一般管理費等
- ・ 様式 4：下請予定業者等一覧表
- ・ 様式 5：配置予定技術者名簿
- ・ 様式 6：資材購入先
 - － 1 手持資材の状況
 - － 2 資材購入予定先一覧
- ・ 様式 7：機械のリース等
 - － 1 手持機械の状況
 - － 2 機械リース元一覧
- ・ 様式 8：労務者の供給体制
 - － 1 労務者の確保計画
 - － 2 工種別労務者配置計画
- ・ 様式 9：建設副産物等
 - － 1 建設副産物の搬出地
 - － 2 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
- ・ 様式 10：品質確保体制
 - － 1 品質確保体制（品質管理のための人員体制）
 - － 2 品質確保体制（品質管理計画書）
 - － 3 品質確保体制（出来形管理計画書）
- ・ 様式 11：安全衛生管理体制
 - － 1 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
 - － 2 安全衛生管理体制（点検計画）
 - － 3 安全衛生管理体制（仮設設置計画）
 - － 4 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）
- ・ 様式 12：施工体制台帳

3 審査・評価方法の概要

施工体制に関する審査は、入札書のほか、入札説明書3（1）から（3）の施工体制確認のための事情聴取、上記2の追加提出資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。

なお、追加資料の全部又は一部の提出がない場合及び内容に不備がある場合、並びに事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその者の入札を無効とするとともに、入札参加停止の対象とすることがある。

（1）品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加資格を満たし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加資格を満たし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算する。

【審査項目】

- ア 建設副産物の受入れ等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか
- イ 安全確保の体制が構築されると認められるか
- ウ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか

（2）施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加資格を満たし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加資格を満たし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算する。

【審査項目】

- ア 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか
- イ 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか
- ウ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか

4 公共工事の品質確保について

- （1）調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、当該工事に定める配置予定技術者は当該工事の求める要件に関わらず専任で現場に配置するものとし、当該工事に定める配置予定技術者と同資格かつ同一の要件を満たす担当技術者を専任で1名現場に追加配置することとする。ただし、その技術者については申請時に申請していない場合、申請書の不備として失格とする。

- (2) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、発注者が、工事施工中のＤＶＤ撮影等関連資料の提出を、必要に応じ受注者に対し求めることができる。ただし、関連資料の提出に関する一切の費用は受注者の負担とする。
- (3) 上記追加資料の全部又は一部の提出がない場合及び内容に不備がある場合、並びに事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその者の入札を無効とするとともに、入札参加停止の対象とすることがある。
- (4) 調査基準価格を下回った価格をもって入札する意向がなく、事情聴取前から辞退を表明した場合、当該入札を無効とするが、入札参加停止は行わない。
- (5) 調査基準価格を下回った価格をもって入札が行われた場合は、入札を保留とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

5 契約の適正化について

調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、受注者は発注者に対し、当該契約時から当該工事の完成を確認するための検査完了時までの間に係る下記の書類を、発注者からの提出の求めに応じて、提出しなければならない。また発注者は、その履行状況について検証を行う。下記に規定する書類等の提出がない場合又は契約前の事情聴取で確認した内容等が、受注者の責めにより適正に履行がなされなかった場合は、入札参加停止の対象とする。

- (1) 下請に関わるすべての企業の誓約書（豊田市建設工事総合評価方式における施工体制確認型試行要領 様式第1号）
- (2) 下請に関わるすべての契約書の写し及び下請企業に係る社会保険等法定義務を履行した証明書等
- (3) 下請に関わるすべての支払が適正に行われたことを証する書類
- (4) 従事したすべての自社労務者に係る給与、賃金が適正に支給されたことを証する書類
- (5) 下請業務に従事したすべての労務者に係る給与、賃金が適正に支給されたことを証する元請企業としての調査報告書等
- (6) その他必要と認める書類

別紙2

別送書類提出時の注意事項について

- ・ 評価項目ごとにひとまとめにし、最初のページにはインデックス等を貼り付けること。
- ・ 加点を希望しない項目については、添付しないこと。
- ・ 提出書類は、紐綴じをして提出すること。

